

債権放棄問題

その2

町当局、住民説明会を実施

前月号議会だより、第73号9月1日発行)は、(株)西原ファームの債権3,000万円放棄の問題を取り上げ、この事業概要・実績、資金の流れや債権放棄に至った経緯を掲載した。今回は、この問題について、耕作放棄地解消対策協議会(以下、協議会)・(株)西原ファーム・西原町の三者それぞれの立場においての責任、又、町行政の監視役である西原町議会の責任について取り上げる。

住民説明会を開催

原因究明はなされたのか

西原町は、平成29年8月17日(木)午後7時から、西原町中央公民館大ホールで、3,000万円の債権放棄問題についての住民説明会を行った。主催者側から、西原町長及び担当部長、協議会会長(副町長)、(株)西原ファーム社長、JA関係者らが出席した。冒頭、事業概要・実績、資金の流れや債権放棄に至った経緯の説明と債権放棄に至った事に謝罪があった。

質疑応答に入ると住民からは、厳しい意見が突き付けられる場面もあり、緊迫した中、会は勧められた。

住民の厳しい質問に対し協議会会長は、「貸付けをする時点における、西原ファームの経

議会への答弁

本定例会(9月)の議員の一般質問に対する答弁は次のとおり。

①「協議会」は、貸付け後の経営状況の確認等の不十分さも相まって、債権放棄をせざるを得ない状況に至った責任がある。

②「(株)西原ファーム」は、農地拡大に力を注いだ結果、収益である農産物の収穫が不調で、経営状況が慢性的な資金不足となり、債務超過に陥った経営の在り方に責任がある。

③「西原町」は、(株)西原ファームの株主といった立場での経営チェックや補助金を交付する際のチェック等の不十分さも否めないと考え

行政監視の議会

町民への説明責任は?

前述のように、西原町はヒアリングや調査を行い、住民説明会の場で町民に対し説明と謝罪を行った。

これに対し、行政の監視役である本議会は、どのような形で、町民への説明責任を果たしているのか。

特別委員会にて、ヒアリングや協議会・(株)西

営計画のチェックの甘さがあったと考えられ、そのことが債権放棄の大きな原因になっている。」と謝罪。さらには、これまでの資料や当時の担当職員からのヒアリング等から、「貸付けである以上、貸付けの手續きとして経営計画等のチェックで返済能力があるかなど、厳格なチェックをすべきだったと思います。そのことをしっかりチェック出来ていれば、貸付けではなく補助金として支援するといった手法も検討する事が出来たのではないかと思われまます。この事と貸付け後の経営状況の確認等の不十分さも相まって、債権放棄をせざるを得ない状況に至ったということ、貸付けした本協議会が第一次当事者であり、責任があると考えております。」と答えた。

ており、責任がある。

以上のことより、協議会・(株)西原ファーム・西原町の三者それぞれの立場において、責任があり、今回の債権放棄について、町民の皆様に対しお詫びを申し上げます。



8月17日に開催された住民説明会のもよう

原ファーム・西原町の三者から参考人の招致や事務手続き、補助金交付基準の法的適合性、各組織のチェック体制等を調査し、この問題の原因究明と再発防止の対策を取りまとめ、当該三者へ報告書を提出するとともに、その内容を町民の皆様様に明らかにすることで、議会としての説明責任を果たして行きたいことから、現在、議会独自の立場から調査特別委員会を設置する動きがある。

質疑応答の内容と回答

【質問・回答】

Q. なぜ、市中銀行からの借り入れが出来なかったのか。

A. 当時、保証人が必要と言ったことになり、保証人を探すことが出来なかった。

Q. 町が直接貸付けしてもよかつたのでは。そもそも補助団体が融資できるのか。

A. 町から直接の貸付けではなく、協議会を通して貸付け、返済金については基金として積立て、地域の農業振興に役立てるといった仕組みにしています。

Q. 当初計画(解消面積10万坪、就農者200名)は、十分検証がなされたのか。本当に計画通り解消できると思ったのか。

A. 後から考えてみますと、十分検証がなされたのか問われますと、確かに見込みが甘かつたと思います。

Q. 安易に債権放棄をすべきではない。再度説明してほしい。

A. 現状のままでは、(株)西原ファームが倒産の危機にあること、JAの支援策を受けるには、債権放棄が条件となっています。

Q. 自立できる農家の所得は、いくらと考えていたのか。

A. 農業で生活できる所得は、350万円となっています。

【再質問・回答】

Q. 出資者に、西原町・町商工会・JAおきなわもいるのに、本当に保証人が探せなかったのか。

A. 保証人も探せず、早急に運転資金を確保する必要があります。

Q. 補助団体が融資する事は、法的に可能か。それは、間接補助にあたるのではないか。

A. 法的に問題がないとの見解で、貸付けをしています。

Q. 計画でも農業所得が350万円になっていない。ノウハウがなさすぎではないか。

A. 当時、1年で3万坪の農地を再生したため、10万坪の再生は可能だと判断したと思われる。ただ、本当にこの計画が実現できるのか、チェックが甘かつたのではないかとこの疑問はあります。組織としての責任で、お詫び申し上げます。

Q. 事業を開始して、わずか4年で債権放棄をするのは、納得できない。全額返すべき。

A. (株)西原ファームは、いつ倒産してもおかしくない状況でした。そうなれば、3,000万円が回収できないばかりか、これまで再生した農地もすべて無駄になってしまいます。JAさんの支援を受けながら、再建する為に債権放棄をしたという事で、ご理解願いたいです。